【ポイント解説】

障害者総合支援法
児童福祉法改正の概要

（一社）全国手をつなぐ育成会連合会　常務理事兼事務局長
（公社）日本発達障害連盟　常務理事（発達障害白書編集長）
厚生労働省障害児通所支援の在り方に関する検討会委員
又村　あおい

まず基本で押さえておきたい

1. 障害児者福祉サービスのあり方は、大きく法律、政省令、報酬の３つで構成される
2. 法律は主に給付・サービスの種類や利用者負担、支給決定の仕組みや国の財政負担など制度の根幹部分などを定めている
3. 政省令は主に事業所の運営基準やサービス提供の仕組みなどを定めている

©又村あおい　許可なき複製を禁じます

まず基本で押さえておきたい

4. 報酬は主に実際に提供したサービスに対する対価の支払いルールや報酬上で整理される実質的なサービス類型を定めている
5. 順番としては、法改正　→　政省令改正　→　報酬改定となる（政省令と報酬は同時並行）

今日は法改正部分の概要を取り上げます

©又村あおい　許可なき複製を禁じます

法改正に関する基本的な方向性

©又村あおい　許可なき複製を禁じます

法改正の基本的な方向

1　障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

2　社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

3　持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現

©又村あおい　許可なき複製を禁じます

法改正の基本的な方向

1. １については、障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実、地域共生社会の実現、医療と福祉の連携の推進、精神障害者の地域生活に向けた包括的な支援
2. ２については、障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築、障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

©又村あおい　許可なき複製を禁じます

法改正の基本的な方向

3. ３については、事業者が提供する障害福祉サービス等や相談支援専門員の資質向上をはじめとする相談支援の質の確保・向上、事業所指定の仕組みの見直しやサービスの質の適切な評価、人材の確保・育成

これらの基本的方向性に沿って、個別課題につき児福法・総合支援法・各種制度改正を実施

©又村あおい　許可なき複製を禁じます

児童福祉法改正（障害児）の概要

1. 各地の児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう、児童発達支援の類型（福祉型、医療型） を一元化する

2. 障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化して「協議の場」を設置するとともに、「協議の場」でやむを得ないと判断された場合には最長で２２歳までの入所継続を可能とする

©又村あおい　許可なき複製を禁じます

障害者総合支援法改正の概要

1. グループホームの支援内容に、居宅における自立した日常生活への移行支援を追加（いわゆる通過型グループホームの制度化と、既存ＧＨでの移行支援）
2. 地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務として位置づけ（これまで総合支援法に拠点の条文がなく、拠点の法的定義が明確化）
3. これまで任意規定だった基幹相談支援センターの設置を市町村の努力義務として位置づけ

©又村あおい　許可なき複製を禁じます

障害者総合支援法改正の概要

4. 自立支援協議会の機能強化（構成員に守秘義務を課し、協議に必要な資料や情報の提供要求を可能に）

5. 就労アセスメントの新サービス（就労選択支援）創設（これまで就労移行支援などが行っていたアセスメント機能を独立したサービスとして位置づけ）

6. 就労移行支援・継続支援の利用対象拡大（就職した直後、あるいは体力的に働き方を変えていく必要が生じたときなどの利用が見込まれる）

©又村あおい　許可なき複製を禁じます

グループホームの支援内容拡充に関する方向性

現状・課題

○　グループホームでは、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援が行われている。
○　近年、グループホームの利用者は増加しており、その中には、グループホームでの生活の継続を希望する者がいる一方で、アパートなどでの一人暮らし等を希望し、生活上の支援があれば一人暮らし等ができる者がいる。

見直し内容

○　グループホームにおいて、地域で生活する上での希望や課題を本人と確認しつつ、一人暮らし等に向けた支援を提供することが求められていることを踏まえ、**グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、障害者総合支援法において明確化する。**

※　ただし、グループホームにおける継続的な支援を希望する者については、これまでどおり、グループホームを利用することができる。

見直しのイメージ

現行の支援内容

☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

事業所数合計　11,526　利用者数合計　158,167人

事業所数・利用者数については、国保連令和4年4月サービス提供分実績

＋

一人暮らし等を希望する場合

居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者に対し、居宅生活への移行や移行後の定着に関する相談等の支援を実施。

支援(例)

GH入居中：一人暮らし等に向けた調理や掃除等の家事支援、買い物等の同行、 金銭や服薬の管理支援、住宅確保支援

GH退居後：当該グループホームの事業者が相談等の支援を一定期間継続

障害者の地域生活支援施策の充実（検討の方向性（案））

障害者が希望する地域生活の実現及び継続を支援するため、**障害者の地域生活支援施策の充実・強化を検討。**

グループホームによる障害者のライフステージに応じた支援（イメージ）

障害者のライフステージ

入院・入所

在宅

親元からの自立、入院・入所からの地域移行等

例①　現行のグループホームにおいて地域生活を継続

現行のグループホームにおいて
地域生活を継続

例②　現行のグループホームから一人暮らし等に移行

現行の
グループホーム

※定期的に本人の今後の生活の希望を確認し、対象者の状況により一人暮らし等に向けた支援を実施

一人暮らし等

例③　新たな類型のグループホームから一人暮らし等に移行

新たな類型の
グループホーム

一人暮らし等
本人の望む暮らし

例④　高齢化や障害の状況等により、一人暮らし等が困難

新たな類型の
グループホーム

一人暮らし等

一人暮
らし等が
困難

現行のグループホーム

就労選択支援の利用イメージとアセスメントのながれ

現状・課題

○　これまで障害者雇用施策と障害福祉施策に基づき就労支援を進めている。※民間企業に約60万人、就労系障害福祉サービス事業所に約40万人が就労

○　障害者の就労能力や適性等については、現在も就労系障害福祉サービスの利用を開始する段階で把握しているが、それらを踏まえた働き方や就労先の選択には結びついていない面や、必ずしも質が担保されていない面がある。

○　就労を希望する障害者のニーズや社会経済状況が多様化している中で、障害者が働きやすい社会を実現するため、一人一人の障害者本人の希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援を提供することが求められている。

見直し内容

○就労選択支援の創設（イメージは下図）

・　障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、**就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）を創設する**（障害者総合支援法）。

・**ハローワークはこの支援を受けた者に**対して、**アセスメント結果を参考に職業指導等を実施**するものとする（障害者雇用促進法）。

○就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用

・　企業等での働き始めに勤務時間を段階的に増やしていく場合や、休職から復職を目指す場合（※）に、**その障害者が一般就労中であっても、就労系障害福祉サービスを一時的に利用できることを法令上位置づける**（障害者総合支援法）。　（※）省令で規定

○雇用と福祉の連携強化

・　**一般就労への移行・定着支援をより一層推進するため、市町村や障害福祉サービス事業者等の連携先として、障害者就業・生活支援センターを明示的に規定する**（障害者総合支援法）。

就労選択支援のイメージ

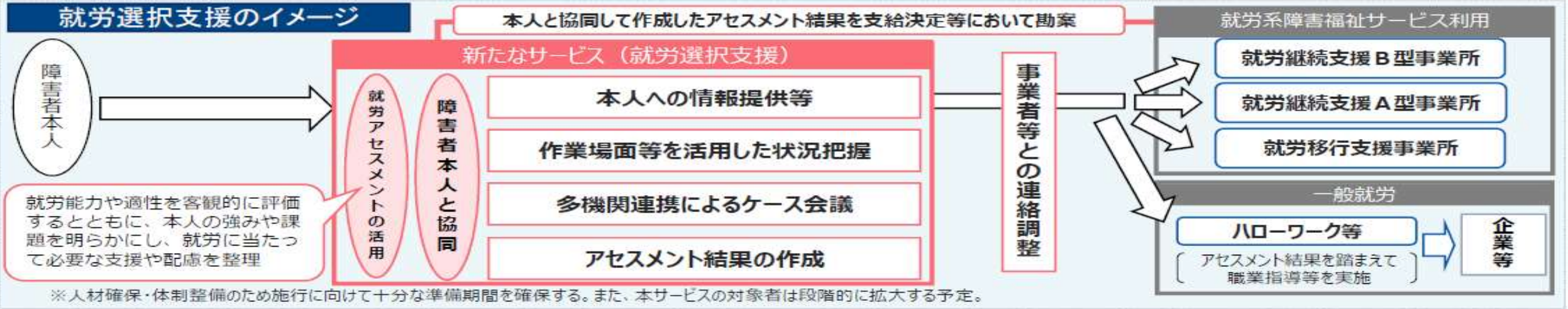

※人材確保・体制整備のため施行に向けて十分な準備期間を確保する。また、本サービスの対象者は段階的に拡大する予定。

新たなサービス創設後の全体像（１）利用の流れ

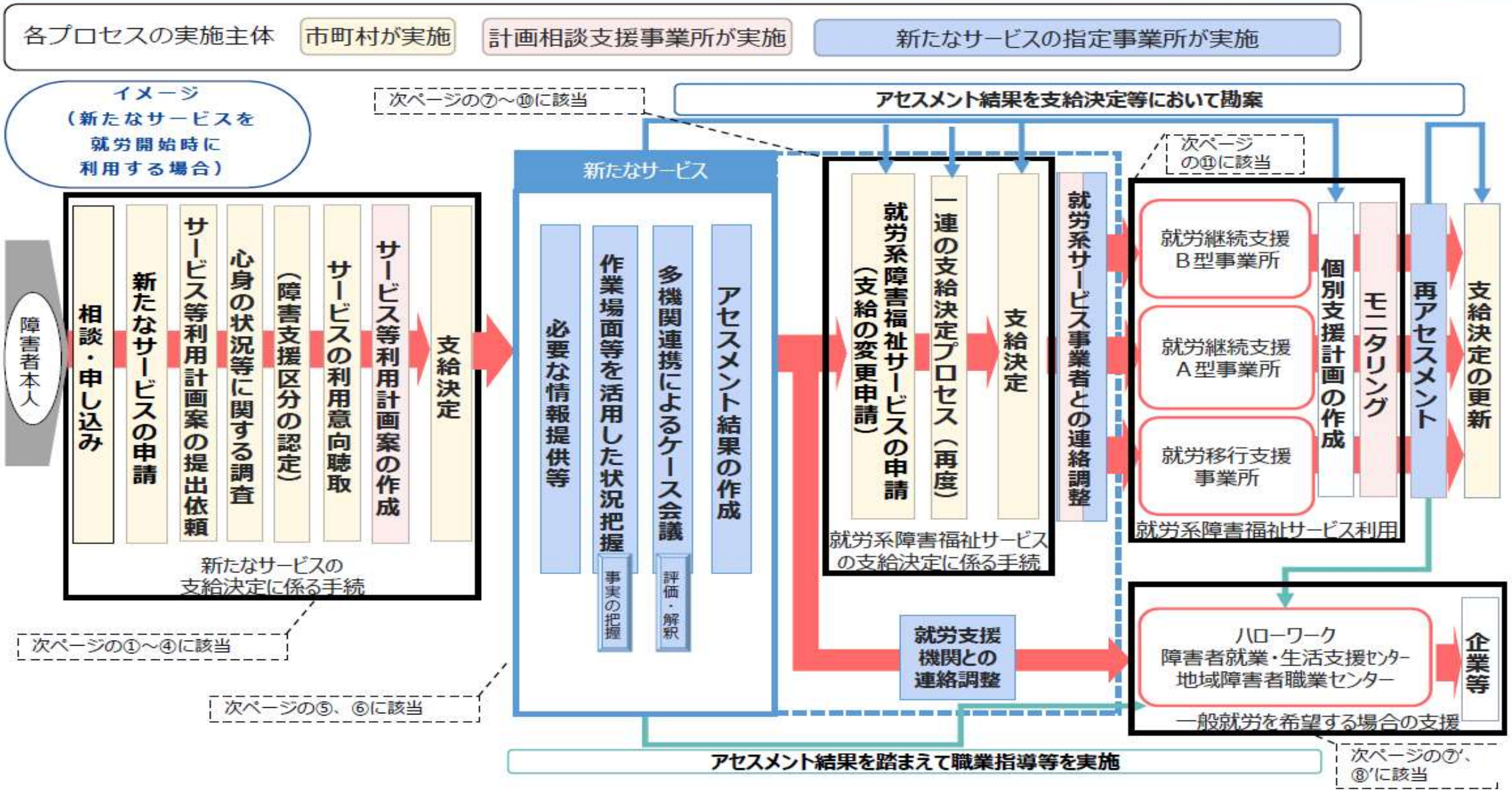

新たなサービス創設後の全体像（２）各機関の役割

イメージ
（新たなサービスを就労開始時に利用する場合）

創設

新たなサービスの指定事業所

- 必要な情報提供等
- 作業場面等を活用した状況把握
- 多機関連携によるケース会議の開催
- アセスメント結果の作成

教育機関

医療機関

多機関連携によるケース会議

- 新たなサービスの指定事業所以外の地域の関係機関とアセスメント結果を共有し、その後の適切な支援につなげていくために、ケース会議を開く
- ケース会議の実施を通じて、本人や家族にアセスメント結果を共有することで、自己理解を促進するとともに、的確に本人の選択を支援する
- 複数の機関が関わることで、アセスメントの質と中立性の担保を図る

技術的助言等

地域障害者職業センター

- 職業リハビリテーション計画を策定するための職業評価の実施（より専門的なアセスメント）

必要に応じて誘導

ハローワーク

- 新たなサービスでのアセスメント結果を踏まえて職業指導等を実施
- 職場実習、職業紹介、職業訓練のあっせん等の支援の実施
- 就職後のモニタリング

必要に応じて誘導

障害者就業・生活支援センター

- 就業に関する相談支援、就職に向けた準備支援、職場定着に向けた支援
- 就業に伴う日常生活・地域生活に関する助言
- 関係機関との連絡調整

連絡調整

⑤サービス利用

⑥本人の選択を支援

①・⑦相談・申請

②・⑧サービス等利用計画案の提出依頼

④・⑩支給決定

③・⑨サービス等利用計画案の作成

⑦'一般就労に向けた相談等

就労を希望する障害者

市町村

- 心身の状況等に関する調査
- サービスの利用意向聴取
- 計画案の受領後、支給決定

計画相談支援事業所

- サービス等利用計画案の作成
- 支給決定後、計画の作成、定期的に利用状況のモニタリング

⑧'就職

⑪サービス利用

企業等

就労移行支援事業所
就労継続支援事業所（Ａ型・Ｂ型）

【注１】図中の①～④は、新たなサービスの支給決定に係る手続、⑦～⑩は、就労系障害福祉サービスの支給決定に係る手続き

新たなサービスにおける支援内容・流れの具体的なイメージ

例１：診断を受けて間もなく、今後の進路選択にアセスメントを活用した想定事例

イメージ
（新たなサービスを就労開始時に利用する場合）

発達障害の事例

●経緯：20代大卒男性、発達障害、職歴無し。診断を受けたばかりで、発達障害者支援センターより紹介。

ニーズの把握

必要な情報提供等

○実施形式：就労移行支援の作業場面を活用（１週間）

新たなサービスの指定事業所に１週間通所

●希望：一般の学卒の就職活動が上手くいかず、診断を受けたばかり。働きたいが、これからどうしたら良いか全く分からない。強いこだわりはなく、無理なくできる仕事が良い。

○情報提供（新たなサービス）：就労系サービスの詳細と、雇用施策の就労支援機関について情報提供。

作業場面での状況把握

○作業内容：ＰＣ入力作業／事務作業／ピッキング作業 ※本人の希望、障害特性等を踏まえ作業内容を設定

協働して状況を整理

日々の作業終了時・最終日に振り返りを実施し、以下の点について確認（本人、新たなサービス）

●強み：丁寧な説明が必要だが、一度理解すればスピード・正確性あり。
●課題：自身なりに納得がいかないと指示を受け入れにくい。臨機応変な対応は苦手。
●必要な配慮：作業手順について、本人が理解・納得するよう、背景も含めて説明があると良い。

多機関連携ケース会議

○参加者：本人、市町村、新たなサービス、計画相談支援、発達障害者支援センター、ハローワーク

○方向性の提案（新たなサービス）：臨機応変な対応を求められなければ、一般就労の可能性有り。ただし、自身の苦手な点・必要な配慮が十分整理し切れておらず、就活も不安なため、就労支援機関を活用（地域障害者職業センターの職業準備支援・ジョブコーチ）して、確実な定着を目指す方法もあり。
○意見交換：本人「もう少し自分のことを理解して、支援を受けて就活したい」との希望があり、地域障害者職業センターの利用へ。

就労系サービス事業者等との連絡調整

○本人からの求めに応じて、地域障害者職業センターへ連絡調整を実施（新たなサービス）
→相談実施→地域障害者職業センターの職業準備支援の利用とハローワークでの就職活動の並行へ。

概ね1～2ヶ月程度

新たなサービスの対象者のイメージ

就労を希望する障害者や就労中の障害者が本人の意向・希望に応じて利用することを基本とする。特に支援の必要性が高いと考えられる方（橙色）には、就労前に利用することについて、支援体制の整備の状況を踏まえつつ、以下の順（①、②）で段階的に促進することが必要ではないか。

<table>
<tr><th colspan="2">サービス類型</th><th>新規利用者</th><th>利用中の者※１</th></tr>
<tr><td colspan="2">就労移行支援</td><td>希望に応じて利用</td><td rowspan="4">②標準利用期間を超えて更新を希望する者
（推計：約２千人／年）

希望に応じて利用</td></tr>
<tr><td colspan="2">就労継続支援Ａ型</td><td>②
（推計：約1.8万人／年）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">就労継続支援Ｂ型</td><td>・50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
・就労経験ありの者※2</td><td>希望に応じて利用</td></tr>
<tr><td>それ以外の者
（現行の就労アセスメント対象者）</td><td>①
（推計：約1万人／年）</td></tr>
</table>

※1 新たなサービスの創設時点で、既に当該サービスを利用しており、支給決定の更新の意向がある者を含む。

※2 就労経験がある者であって年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者。

それでは引き続き
シンポジウムを
ご覧ください

©又村あおい　許可なき複製を禁じます